

平成25年1月25日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

新商品

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
株式会社みずほ銀行にて

プレミアギフトM (円建)

積立利率変動型終身保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、平成25年1月28日より、株式会社みずほ銀行(取締役頭取:塚本 隆史、以下「みずほ銀行」)において、**積立利率変動型終身保険「プレミアギフトM(円建)」**(※)を販売開始いたします。

「プレミアギフトM(円建)」は、お客さまの大切な資産を“ふやして”“のこせる”終身保険です。

ご契約の当初から、一時払保険料相当額よりも高い基本保険金額が確保でき、ご契約時に確定する基本保険金額が一生にわたり最低保証されます。死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができるため、あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取ることができます。

本商品では、15年ごとにボーナス金を受け取れる期待が持てる「受取重視プラン」と、15年ごとに死亡保障がふえる期待が持てる「保障重視プラン」の2つのプランからお選びいただけます。

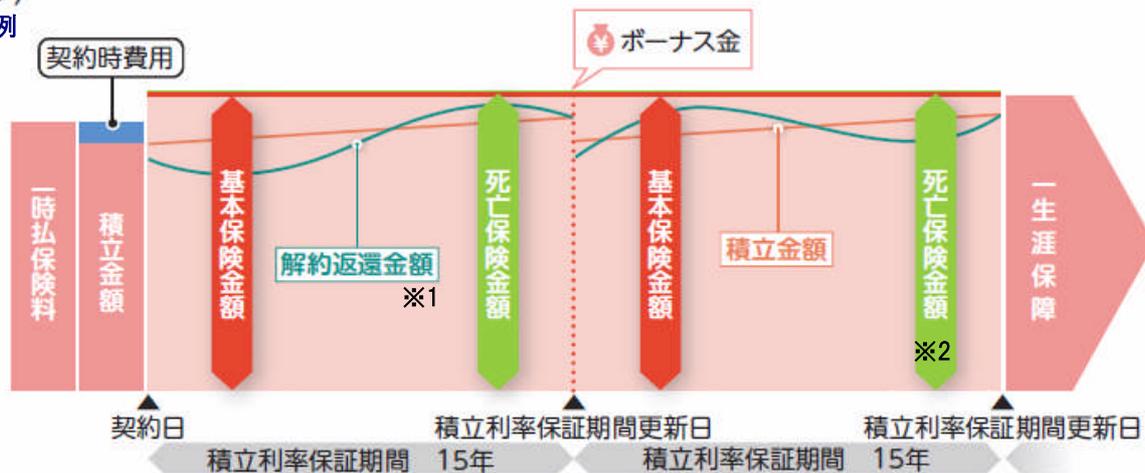
そのほか、将来の死亡保険金のお受取りにかえて年金でのお受取りに移行する「年金支払移行特約」をご用意するなど、お客さまの多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる自在性に富んだ商品となっています。

第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

※ 「プレミアギフトM(円建)」は、みずほ銀行における「積立利率変動型終身保険」の販売名称です。「プレミアギフトM」には、他に「豪ドル建」もあります。

以上

しくみ図(イメージ)
受取重視プランの例



*上記のしくみ図は、更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率(0.50%)を上回った場合のイメージを表したものです。また、将来の死亡保険金額や解約返還金額、ボーナス金のお受取りなどを保証するものではありません。

*契約日は、一時払保険料が第一フロンティア生命に着金した日、またはお客さまが健康状態などについて告知をした日のいずれか遅い日となります。

※1 解約返還金額は市場価格調整を行うため積立金額に対して増減します。

※2 死亡保険金額は、被保険者が死亡した時における基本保険金額または解約返還金額のいずれか大きい金額となります。

確認

以下のすべての項目に該当しなければ、お申し込みいただけます。

- 1 現在入院中。あるいは最近3か月以内に、医師により入院するようにすすめられている。
- 2 過去2年以内に、病気により2週間以上続けて入院したことがある。
*けが・腰痛・分娩による入院は除きます。
- 3 過去5年以内に下記の病気で、医師による診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
・がん ・心臓・脳・神経・精神・肺・気管支・消化器・腎臓の病気
・糖尿病(インスリン治療のあるものに限ります)、ごうげん病

POINT1:ご契約当初から、一時払保険料を上回る保障が得られます。

- 一時払保険料 100 万円からお申し込みいただけます。
- ご契約時に確定する基本保険金額が一生涯にわたり最低保証されます。

POINT2:誰にのこすか決めておくことができ、安心です。

- 死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。
- あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取ることができます。

POINT3:15年ごとにボーナス金を受け取れる期待が持てます。(受取重視プラン)

- ご契約から15年ごとに積立利率の見直し(更新)を行います。
- 更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率(0.50%)を上回った場合、ボーナス金を受け取れます。

- ・ 積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最終の更新日とし、以後更新しません。したがって、契約年齢が76歳以上となる場合は、積立利率保証期間の更新が1回となります。
- ・ 積立利率保証期間更新日に適用される積立利率が最低保証積立利率(0.50%)の場合、ボーナス金は受け取れません。なお、基本保険金額は更新前と同額となります。

【注意】

本資料では商品の特徴を説明しています。本保険への加入をご検討の際には、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」にて必ず詳細をご確認ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

【主なお取扱いについて】

一時払保険料	最低	100万円 *保険料の払込単位は、1万円単位です。								
	最高	適用される積立利率、年齢、および性別による加入上限額があります。 *同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の終身保険に加入されている場合、基本保険金額は通算して5億円相当額を超えることはできません。								
積立利率保証期間	15年(15年ごとに積立利率を更新します) ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が91歳以上となる場合は、その日を最後の更新日として、以後更新せず終身となります。									
契約年齢	40歳～87歳(契約日における被保険者の満年齢) *適用される積立利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。									
被保険者	ご契約者 *ご契約者と被保険者が異なるご契約は取り扱いません。									
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> 年金支払移行特約 死亡給付金等の年金払特約 									
諸費用	<p>この保険は、ご契約時に「契約時費用」を負担していただきます。また、ご契約後には、ご契約の維持、死亡保険金などを支払うために必要な費用を負担していただきます。</p> <p><ご契約時></p> <table border="1"> <tr> <td>契約時費用</td> <td>一時払保険料に対して、4.0%</td> </tr> </table> <p><ご契約後></p> <p>積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金を支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます)の率(=保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金を支払うための費用を控除します。</p> <p>*上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。</p> <p><特定のご契約者に負担していただく費用></p> <p>「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>費用</th> <th>時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保険契約関係費(年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。</td> <td>受取特約年金額に対して1.0%</td> <td>年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2012年11月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、特約年金受取期間を通じて適用されます。</p>		契約時費用	一時払保険料に対して、4.0%	項目	費用	時期	保険契約関係費(年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して1.0%	年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。
契約時費用	一時払保険料に対して、4.0%									
項目	費用	時期								
保険契約関係費(年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して1.0%	年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。								

* この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】

この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

(※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

この商品は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。